

山口県報

令和2年
11月27日
(金曜日)

目次

- 規則
 - 水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（農林水産政策課）……………一
 - 肥料取締法施行細則の一部を改正する規則（農業振興課）……………一
 - 特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則（水産振興課）……………二
 - 漁船法施行細則の一部を改正する規則（水産振興課）……………二
 - 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則を廃止する規則（水産振興課）……………三
- 告示
 - 瀬戸内海漁業取締規則第九条の規定による漁業の地方名称の指定に関する告示の一部改正（水産振興課）……………三
 - 漁業法施行令第二条第一項の規定に基づく海区漁業調整委員会の所在地に関する告示の一部改正（水産振興課）……………三
 - 漁業権の設定を受けようとする者が免許を申請する場合の申請書の様式及び漁業権行使規則等の認可申請書の様式の指定に関する告示の廃止（水産振興課）……………四
 - 道路の区域の変更（道路整備課）……………四
 - 道路の供用の開始（道路整備課）……………四
- 公告
 - 公共測量の実施（監理課）……………四
 - 公共測量の実施の終了（監理課）……………五
 - 宇部都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………五
 - 防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………五
 - 一般競争入札の実施（物品管理課）……………五
- 選管告示
 - 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正……………七
- 公安委規則
 - 山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………七

○公安委告示

技能検定員審査の実施……………一〇

教習指導員審査の実施……………七



水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十七号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和四十三年山口県規則第三十一号の三）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「第十一条の四第四項」を「第十一条の五第四項」に改める。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

第十七条中「第六十八条第五項」を「第六十八条第六項」に、「第九十一条第五項」を「第九十一条第六項」に改め、同条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

第十九条を削る。

第二十条中「法第百一条から第百二十一条までの規定による登記を完了した」を「組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記をした」に改め、同条を第十八条とする。

第二十一条中「水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令」を「農業協同組合法、水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令」に改め、同条を第十九条とする。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十八号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則(昭和二十五年山口県規則第九十三号の二)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

第一条中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に、「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に改める。

第四条中「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条第一項若しくは第三項」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

第五条第一項中「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条第一項若しくは第三項」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「~~肥料取締法施行令~~」を「~~肥料取締法施行令~~」に改める。

別記第三号様式を削る。

附則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則をここに公布する。

令和二年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十九号

特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」といふ。)第二十六条第一項、第三十条第一項及び第三十三条第二項の規定に基づき、特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止について必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告)

第二条 法第二十六条第一項及び第三十条第一項の規定による報告(以下この条において「報告」という。)は、報告をする者の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。ただし、電子情報処理組織の異常又は保守点検、報告すべき事項の急激な増加その他やむを得ない事由がある場合には、書面により行うことができる。

2 前項ただし書の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における特定水産資源を陸揚げした日から当該書面が知事に到達するまでの期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

3 代理人により報告をしようとする者は、あらかじめ、当該代理人の権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

(採捕の停止)

第三条 知事が法第三十三条第二項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日(当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日)までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなつたと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなつたと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができ。

附則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第五十号

漁船法施行細則の一部を改正する規則

漁船法施行細則(昭和四十年山口県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を

第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。
別記第一号様式を次のように改める。

別記
第一号様式 別記

附則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十一号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則を廃止する規則

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成十五年山口県規則第五十五号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第二十八条の規定により同法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。



山口県告示第三百九十九号

瀬戸内海漁業取締規則第九条の規定による漁業の地方名称の指定に関する告示（昭和二十六年山口県告示第四百十五号の二）の一部を次のように改正し、令和二年十二月一

日から施行する。

令和二年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

「」第九条の規定に基き、「同規則」を「。以下「省令」という。」に、「第三条第一項、第四条、第五条及び第七条」を「第三条及び第五条第二項」に改める。
表を次のように改める。

省令に規定する漁業	地 方 名 称
省令第二条第一項に規定するひき網漁業	一 小手繰網漁業 二 えびごぎ網漁業 三 餌びき網漁業 四 なまごごぎ網漁業 五 桁網漁業 六 貝桁網漁業 七 なまご桁網漁業 八 いわし船びき網漁業 九 さより船びき網漁業
省令第三条に規定する空釣ごぎ漁業	一 文鎮ごぎ漁業 二 かけ縄ごぎ漁業
省令第五条第二項に規定する敷網漁業	しろうお四手網漁業

山口県告示第四百号

漁業法施行令第二条第一項の規定に基づく海区漁業調整委員会の所在地に関する告示（昭和四十年山口県告示第五百十九号）の一部を次のように改正し、令和二年十二月一日から施行する。

令和二年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第二条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

山口県告示第四百一号

漁業権の設定を受けようとする者が免許を申請する場合の申請書の様式及び漁業権行使規則等の認可申請書の様式の指定に関する告示(昭和三十八年山口県告示第三百七号)は、令和二年十一月三十日限り、廃止する。

令和二年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第四百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年十一月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 柳井周東線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
	新	旧	最狭		
岩国市周東町上久原字宮の久保一六二の一の地先から同市周東町上久原字市の原二三三四の一の地先まで		最狭 一一・〇〇	最狭 一七・〇〇	八五・一〇	道路改良工事が完了による。

道路の種類 県道
路線名 迫田篠目停車場線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
	旧	新	最狭		
萩市川上字日ノ迫八四二九の一の地先から		最狭 二〇・三	最狭 二六・九	一九六・二	

同市川上字野地一四〇四二の一の地先まで

新	最狭 三九・八七	最広 一九六・二	道路改良工事が完了による。
---	-------------	-------------	---------------

四

山口県告示第四百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十一月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
柳井周東線	岩国市周東町上久原字宮の久保一六二の一の地先から同市周東町上久原字市の原二三三四の一の地先まで	令和二年十一月二十八日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
迫田篠目停車場線	萩市川上字日ノ迫八四二九の一の地先から同市川上字野地一四〇四二の一の地先まで	令和二年十一月二十八日



(二五五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和二年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量及びUAVレーザ測量）

二 作業の地域

柳井市及び熊毛郡平生町

三 作業の期間

令和二年十月三十日から令和三年二月二十六日まで

(二五六) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和二年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（数値地形図データ作成）

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、熊毛郡田布施町及び平生町並びに阿武郡阿武町

三 作業の期間

令和元年十一月十一日から令和二年十月二十九日まで

(二五七) 宇部都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

宇部市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による宇部都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画下水道宇部市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二五八) 防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による防府都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画道路三・四・四十松崎牟礼線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二五九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和二年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

県立学校ネットワーク用端末機器 二千二百台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和三年六月三十日

(四) 納入場所

山口県立周防大島高等学校ほか七十八箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和二年山口県告示第三十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和二年十一月二十七日から令和三年一月七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

令和三年一月六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和三年一月七日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

令和三年一月七日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者 山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否 要

(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(五) 契約保証金 免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和二年十二月二十二日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: 2,200 terminals for the prefe-

ctural school computer network

- (3) Delivery period : June 30, 2021
- (4) Delivery place : Yamaguchi Prefectural Suo-Oshima High School and 78 other places
- (5) Division in charge of procurement and Contract point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. January 6, 2021 (If brought in person: 10:00 A.M. January 7, 2021)



山口県選挙管理委員会告示第九十九号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

令和二年十一月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

- 「川瀬市営集会所」 〃 大字河内五六一の五」を
- 「川瀬市営集会所」 〃 大字河内五六六」に改める。



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月二十七日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第三号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項第一号の表及び第二号の表中「三輪」の下に「又は四輪」を加える。

附則

この規則は、令和二年十二月十四日から施行する。

山口県公安委員会告示第五十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和二年十一月二十七日

山口県公安委員会

一 審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）及び技能検定員審査（準中型）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和三年一月十三日（水曜日）及び同月十四日（木曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和二年十二月七日（月曜日）から同月十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）

(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転免許証を提示することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万三千四百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた

額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千元
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百元
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千三百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百円

備考

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千三百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和三年一月八日(金曜日)及び同月十二日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和二年十二月七日(月曜日)から同月十一日(金曜日)までの午前八時三十分か

ら午後五時十五分まで
四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千五百円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五十円

備考

普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査

細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和三年一月十九日（火曜日）及び同月二十日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和二年十二月七日（月曜日）から同月十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千七百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙に

は、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千円
三 教則の内容となつてゐる事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和三年一月十五日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和二年十二月七日（月曜日）から同月十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万五千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一七九三

一 二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第五十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和二年十一月二十七日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）及び教習指導員審査（準中型）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和三年一月二十一日（木曜日）及び同月二十二日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和二年十二月七日（月曜日）から同月十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千五百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

七 審査手数料

一万四千五百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

除される者であるときは、それぞれ一万四千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千六百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千六百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備考

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千四百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和三年一月十五日(金曜日)及び同月十八日(月曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和二年十二月七日(月曜日)から同月十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円

備考 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

ついでに審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和三年一月二十五日（月曜日）から同月二十七日（水曜日）までの午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和二年十二月七日（月曜日）から同月十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた

額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円
備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和三年一月十五日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和二年十二月七日（月曜日）から同月十一日（金曜日）までの午前八時三十分か

四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類
 (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
 七 審査手数料
 一万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考
 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を減ずるものとする。

八 その他
 (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三一―二九〇〇)にすること。

令和二年十一月二十七日印刷

発行人所

山口県知事庁